

○気仙沼市公有地売払要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が市有財産である土地を売払いするため、関係法令並びに本市の条例、規則及び財産の交換、譲与等に関する基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札 不特定多数の購入希望者を競争に参加させ、予定価格以上の最高価格をもって申し込みした者を契約相手として決定する方法
- (2) 公募抽選 あらかじめ売却価格を提示して購入希望者を募集し、応募者が複数の場合は抽選により契約相手を決定する方法
- (3) 随意契約 前2号によらず、特定の者を契約相手として決定する方法

(対象となる土地)

第3条 この要領において売払いの対象とする土地は、本市が公用又は公共用として将来にわたり使用見込みのない市有財産（以下「売払財産」という。）とする。

(売払いの方法)

第4条 売払財産の売払いの方法は、入札により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募抽選により売払いをすることができる。

- (1) 気仙沼都市計画事業被災市街地復興土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成24年気仙沼市条例第43号）別表1の施行区域の範囲外の売払財産のとき
 - (2) 入札において、入札者又は落札者がいないとき
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、随意契約により売払いをすることができる。
- (1) 公募抽選期間に応募がないとき
 - (2) 売払財産の面積が660平方メートル以下のとき
 - (3) 国、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体において、公用又は公共用若しくは公益事業の用に供するとき
 - (4) 公共事業の用に供するために取得する土地の所有者等が、その代替用地を必要とするとき
 - (5) 無道路又は単独利用が困難な土地や、他の土地と一体利用することによって利用効率が高まると認められるときで、当該他の土地の所有権又は借地権を有する者に売り払うとき。
 - (6) 用途廃止以前より売払財産の使用許可を受け使用していた者又は貸付中の普通財産を従来から借受使用している者に売り払うとき。ただし、使用許可期間又は借受期間が継続して3年以上の者に限る。
 - (7) 気仙沼市企業立地奨励条例（平成18年気仙沼市条例第129号）第3条第2号に規定する事業所用地のあっせんを行うとき

- (8) 防災集団移転促進事業により取得した移転促進区域内の土地を市に売却した前所有者又はその相続人が、その土地の買い戻しを求めたとき
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

(入札及び公募抽選参加資格)

第5条 入札及び公募抽選に参加できる者は、次の各号に該当するものを除く個人又は法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者
- (2) 気仙沼市暴力団排除条例(平成25年気仙沼市条例第39号)第2条第2号から第4号に規定する暴力団又は暴力団員等
- (3) 気仙沼市税を滞納している者
- (4) 過去に市有財産の譲渡等を申し込んだ者のうち、正当な理由がなく譲渡等契約を履行しなかった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札及び公募抽選の秩序を乱すおそれがあると認められる者

(予定価格の設定)

第6条 市長は、入札による売払財産の予定価格を最低売却価格として設定し、事前に公表するものとする。

2 前項の予定価格は、不動産鑑定士による鑑定評価、地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づく公示地価若しくは国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)に基づく基準地価又は固定資産税評価額を基に算定される評価額を基準とし、売払財産の状況に応じ適切に価格を設定するものとする。

(公募抽選等による準用規定)

第7条 前条第2項の規定は、公募抽選及び随意契約の売却価格の設定の場合について準用する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和4年6月10日から施行する。